

空家の維持管理

公益社団法人大口町コミュニティー・ワーカセンターと一般社団法人アクティバルでは、空家を「自分で維持管理できない方の」相談に応じて、以下の業務を請け負っております。業務内容や料金など詳細はそれぞれお問い合わせください。

業務内容

- ▽草刈りおよび庭木等の軽微な剪定、伐採
- ▽空家等の見回りおよび所有者等への状況報告
- ▽その他一般的な軽作業、管理業務など

問合せ先

▽公益社団法人大口町コミュニティー・ワーカセンター
大口町下小口六丁目48番地1
☎ 95-8101

（土曜・日曜・祝日休み）
（土曜・日曜・祝日休み）

▽一般社団法人アクティバル
大口町伝右一丁目47番地
☎ 84-2200

（月曜・火曜休み）
問合せ先 まちづくり推進課
☎ 95-1614

無料空家相談会

公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会の、「無料空家相談会」を年5回実施します。

空家に関する専門知識が豊富な相談員に、直接個別に相談することができますので、空家に関する悩み事や、お困りごとがありましたら、ぜひこの機会に相談ください。

相談会は事前予約が必要です。開催日の1週間前までにご連絡ください。

い。
相談日
6月18日（水）・9月17日（水）
11月1日から11月2日（ふれあいま
つりのどちらか）12月17日（水）
令和8年2月18日（水）
問合せ先 まちづくり推進課
☎ 95-1614

お願いします！ 農地の適正管理

農業委員会では、「近隣の農地が荒れていて困る」など、毎年多くの相談や苦情を受けています。

農地が荒れたままの状態になると、病害虫や鳥獣被害の発生原因となり、周辺耕作農地に悪影響を及ぼすだけ

でなく、「ミニ」を不法投棄される、枯草火災が発生するなどの心配もあります。

農地等の管理責任は所有される方になりますので、適正管理のために草刈りは、最低年3回（春・夏・秋）おこなうようにしてください。

農業委員会では、田内の2団体と「大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、農地等を所有される方から農地等の維持管理に関する相談があった場合に、協定を締結した2団体を紹介しています。作業の依頼は、農地等を所有される方から直接いすれかの団体にしてください。

▽一般社団法人アクティバル
大口町伝右一丁目47番地
☎ 84-2200
（月曜・火曜休み）
問合せ先 農業委員会事務局（まちづくり推進課）
☎ 95-1614

▽公益社団法人大口町コミュニティー・ワーカセンター
大口町下小口六丁目48番地1
☎ 95-8101

（土曜・日曜・祝日休み）

▽一般社団法人アクティバル
大口町伝右一丁目47番地
☎ 84-2200

（月曜・火曜休み）
問合せ先 農業委員会事務局（まちづくり推進課）
☎ 95-1614



草が生い茂ってしまうと、耕作できる状態に再生することも難しくなってしまいます。